

令和 4 年度優先調達実績、令和 5 年度優先調達方針について

1. 障害者優先調達推進法について

平成 25 年 4 月 1 日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行された。同法は、国や地方公共団体などが障がい者就労施設等から優先的、積極的に物品や役務を調達することで、障がい者に支払われる工賃水準の維持・向上につなげ、間接的に障がい者の経済的自立を支援することを目的とする。

具体的には、年度当初にその年度において障害者就労施設等からの調達の目標を決め、公表し、年度末以降に調達実績を公表する。

年度当初	年度中	年度末以降
調達方針の作成 および公表	⇒ 調 達 ⇒	調達実績の公表

2. 八雲町の優先調達方針および実績

八雲町では、平成 26 年度から優先調達方針の作成および実績の公表を行っており、令和 2 年度からの各年度の状況は下表のとおり。

年 度	調達方針	調達実績	備考
令和 2 年度	1,200,000 円	1,391,320 円	
令和 3 年度	1,200,000 円	1,622,005 円	※新型コロナワクチン関連 (176,715 円)
令和 4 年度	1,200,000 円	1,904,600 円	※新型コロナワクチン関連 (253,880 円)
令和 5 年度	1,300,000 円	—	

【参考】 町内の障害者就労支援事業所等

- ・八雲シンフォニー（就労継続支援 B 型事業所）
- ・きずなファーム（就労継続支援 B 型事業所）
- ・かつら共同作業所（就労継続支援 B 型事業所）
- ・うしお（就労継続支援 B 型事業所）（※ R5.6.20 開設）